

銀座街づくり会議

http://www.ginza-machidukuri.jp

〒104-0061 中央区 銀座4-6-1 銀座三和ビル3F

Tel: 03.3567.1535 / Fax: 03.3563.0236 / E-mail: info@ginza-machidukuri.jp

*メール配信をご希望の方はお知らせください*このNewsLetterは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています*本誌の内容を、許可なく無断で複写・複製および転用・転載することを禁じます*

宿泊施設の不足が問題となっている中、銀座でも次々とホテル建設がすすんでいます。銀座では、カプセルホテル

など、いわゆる簡易宿所は望ましくないと考え、中央区と協議していることは、前号でもお伝えしました。

銀座らしい宿泊施設とは? ②

カプセルホテル規制までのスケジュール



ホテル開発ラッシュの続く東京都心部ですが、その中でも特に、銀座・東京駅周辺では、次々と新築計画がすすんでいます。平成27年1月から12月までのあいだに、中央区だけで16軒の新築ホテルの届出があったそうです。

国としてインバウンドにこれからますます力を入れていこうとしている今、宿泊施設の不足は国全体の大きな課題ですが、ただ増やせばよいというものではありません。宿泊にも地域の特性があるのではないのでしょうか。

銀座というエリアには、どのような宿泊施設がふさわしいのでしょうか。

銀座では、来街者には上質でラグジュアリー、豊かで落ち着いた空間と時間を安心して楽しんでもらいたいという思いから、旅館業法で「簡易宿所」に分類されるカプセルホテルについては、規制してほしいという方針で、中央区との協議に臨んできました。

オリンピック・パラリンピック選手村の建設が予定され、銀座をはじめ築地、月島、日本橋といった観光地を抱える中央区にとっても、どのエリアにどのような宿泊施設を配置していくべきかは大きな課題です。中央区は、昨今話題になっている「民泊」は認めない方針です。

中央区においては、銀座の思いを受け止めたうえで、旅館業法や実態を精査したところ、法律上の「簡易宿所営業」に規制をかけても、簡易宿所形態の客室を完全に規制することはできないことがわかってきたとのことです。そこで、単に用途に規制をする

のではなく、ハードに対して、観光客等宿泊者への快適性を高めることに資する基準（たとえば、宿泊施設に使用する部屋の面積の規定など）により、銀座にふさわしい宿泊施設を誘導できるのではないかと考えているとのことです。

中央区では今後、誘導規制策を具体化し、2016年度中には方針を固め、都市計画の変更手続きを行う予定と聞いています。

銀座では、カプセルホテルだけではなく、ネットカフェやマンガ喫茶など、本来の機能とは別に宿泊可能になっている施設についても用途規制を望んでいます。一律的な規制は難しく、中央区と協議を続けているところです。



銀座の観光案内所 G Info オープン



来る3月31日
(木)、全銀座会
が運営する観光案内所 G Info が、東急プラザ銀座 1F の

数寄屋通り側にオープンします。

G Info では、銀座をよりいっそう楽しんでいただけるような情報を、国内外のお客様に提供し、おもてなしします。



G Info 公式ロゴ